

令和 8 年 1 月 30 日
沖 縄 労 働 局

沖縄公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）は、沖縄公共職業安定所（以下「沖縄所」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

令和 7 年 12 月 8 日失業認定の際、雇用保険受給資格者 A（以下「受給資格者 A」という。）の雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）について、職員 C は、雇用保険受給資格者 B（以下「受給資格者 B」という。）に誤って交付したため、個人情報が漏えいしたもの。

受給資格者証には、受給資格者 A の氏名、生年月日、金融機関口座番号、雇用保険被保険者番号、失業等給付の支給番号が記載されていた。

2 発生経緯及びその後の経過

- (1) 12 月 8 日、受給資格者 A は、受給資格者証と失業認定申告書を沖縄所の失業認定窓口へ提出し、失業の認定を受け、受給資格者証の返却を待っていた。
- (2) 職員 C は、同じく失業認定のため来所した受給資格者 B に受給資格者証を返却する際、受給資格者 A の受給資格者証が重なっていることに気づかないまま、誤って交付した。
- (3) 受給資格者 A は、自身の受給資格者証の返却がまだなのか確認したことで、受給資格者 A の受給資格者証が所在不明であることが発覚した。
- (4) その後、沖縄所の職員は、失業認定を行った雇用保険受給資格者全員に電話連絡を行ったところ、受給資格者 B の受給資格者証に受給資格者 A の受給資格者証が紛れ込んでいたことが判明したため、そのことを次長及び所長に報告した。
- (5) 雇用保険給付課長は、受給資格者 B に対し、経緯を説明の上、謝罪を行い、受給資格者 B から受給資格者 A の受給資格者証を回収した。
- (6) 雇用保険給付課長は、受給資格者 A に対し、経緯を説明の上、謝罪を行い、受給資格者 A の受給資格者証を交付した。

3 漏えいの原因

職員 C が受給資格者 B へ受給資格者証を交付する際、本来は受給資格者証の両面に掲載されている氏名をそれぞれ確認することとなっていたが、片面の氏名のみで本人確認を行ったため、受給資格者 A の受給資格者証が重なっていることに気づかず誤交付したこと。

4 二次被害の有無

受給資格者Bから直接、受給資格者Aの個人情報が記載された受給資格者証を回収し、受給資格者Bより当該情報を他者と共有していないことが確認できたので、二次被害が発生する可能性は低いと考える。

5 再発防止対策

(1) 沖縄所

- ① 12月8日、所長が雇用保険給付課職員に対して個人情報保護に関する指導を行うとともに、12月9日、所属する全職員に「個人情報保護に関する研修テキスト」により誤交付防止に関する緊急点検と個人情報漏えい防止に向けた基本動作の徹底を指示した。12月15日、次長は全職員が緊急点検を実施したことを確認した。
- ② 12月10日から、個人情報漏えい防止のための基本動作を徹底するよう注意書きを表示した漏えい防止啓発カードを職員の目につきやすい場所に設置して日常的に意識付けを行うこととした。
- ③ 12月9日から、書類の紛れ込みを防止するため、失業認定時は1名分ずつ関係書類をクリアファイルに入れて処理を進めている。

(2) 沖縄労働局

12月9日、職業安定監察官から職業安定部各課室長、各公共職業安定所長に対し、総務企画官から労働局全課室長、各労働基準監督署長に対し、今回の漏えい事案を共有した上で、注意喚起を行うとともに、所属する全職員に個人情報漏えい防止のための注意点を説明する動画の視聴による研修を指示し、12月26日までに全職員の受講を終了した。

【担当】

沖縄労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 真壁 朝文
地方職業安定監察官 稲田 裕子
(電話) 098(868)1655